

和歌山産業保健総合支援センター

お問合せ先

電 話 073-421-8990

FAX 073-421-8991

H P 「和歌山産保」で検索

E-mail info@wakayamas.johas.go.jp

住 所 和歌山県和歌山市吹上2丁目1-22 和歌山県日赤会館7階



地域産業保健センター

お問合せ先

和歌山市・海南地域 073-431-1119

日高・有田地域 0738-22-5344

伊都・那賀地域 0736-78-3875

田 辺 地 域 080-7303-4088

紀 南 地 域 0735-21-3313

※担当者が不在の場合留守番電話になっておりますので、

メッセージを入れてください。確認次第、折り返し連絡させていただきます。



産業保健に関し事業者、担当者及び働く人々を無料で支援します！

厚生労働省の
補助事業です。



※支援枠には限りがあります。まずはお電話ください。ご利用をお待ちしています。

和歌山産業保健総合支援センター

連携

地域産業保健センター(県内5か所)

事業者及び産業保健担当者に次の支援を行います。

◆ 支援内容

- ① 産業保健に関連する研修会の開催
- ② 事業場が実施する研修会への講師派遣
- ③ 専門家である相談員による電話、訪問等による相談
(ストレスチェック制度、治療と仕事の両立支援も含む)
- ④ 訪問によるメンタルヘルス対策の支援
(管理監督者研修、ストレスチェック制度を含む)
- ⑤ HP、メルマガ、資料送付等による産業保健情報の提供
- ⑥ その他産業保健に関する相談全般

◆ 申込方法

- ホームページにある申込フォーム又はFAXでお願いします。
入手できない場合、申込用紙を当センターにご請求ください。
- 相談は電話、FAX、メール、来所(要予約)などで。
- 産業保健情報の配信依頼は電話、FAX、メールなどで。

医師による健康相談を中心に次の支援を行います。

(原則労働者数50人未満で産業医の選任義務がない事業場)

◆ 支援内容

- ① 健康診断(特殊健康診断を含む)の有所見者に対し健康保持のために必要な医師からの意見聴取
(注:医師による健康診断ではありません)
- ② 長時間労働者に対する医師による面接指導
① ②は労働安全衛生法で事業者の責務とされている事項です
- ③ 労働者個人に対する保健指導や健康相談
- ④ メンタルヘルス不調者からの相談
- ⑤ 医師等による職場の作業環境、作業方法等などの改善のための支援

◆ 支援及び申込方法

- 医師や専門家が事業場に出向くか、指定の場所に対応いたします。
- 事業場の所在地を担当する地域産業保健センターにお申込みください。(裏面)

問い合わせ先は裏面を参照ください。

ご利用の際の情報は守られます。